

田原本町農業委員会の委員候補者募集要項

農業委員の任期満了に伴い、新たに委員の推薦及び応募を受け付けます。

1 募集人数（定数）

13名

2 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）

3 身分

田原本町の特別職の非常勤職員（公務員）

4 主な職務の内容

- ・毎月13日頃に開催される農業委員会総会における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議、決定
- ・担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等（以下、「農地等の利用の最適化」という。）
- ・上記に伴う現地での調査、指導及び監視業務等

※活動は、毎月活動記録簿に記入し、提出していただきます。

5 委員報酬

田原本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第5号）に基づく報酬額

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者
ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 田原本町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 法令等により農業委員と兼職できない者

7 推薦及び応募に係る手続き等

推薦申込書又は応募申込書に必要事項を記入し、(2)の添付書類を添えて、持参または郵送により、町農業委員会までご提出してください。

(1) 提出書類（様式）

- | | |
|------------------|-------|
| ・農業者等（個人）が推薦する場合 | 様式第1号 |
| ・農業者等（団体）が推薦する場合 | 様式第2号 |
| ・自ら応募する場合 | 様式第3号 |

※各様式は、町農業委員会窓口及び、町ホームページから入手できます。

※各様式の「認定農業者等の該当の有無」については、別表「認定農業者等の一覧」をご確認ください。

いずれかに該当する場合は「該当」に○をつけ、「認定農業者等の種別」の欄に該当する番号を記入してください。

※提出された書類については、返却しません。

※農地利用最適化推進委員にも応募できますが、兼任することはできません。

(2) 添付書類

- ・推薦を受ける者又は応募者の住民票（町内に住民票がある場合を除く）
※発行後3箇月以内のもの。
- ・認定農業者等に該当する場合、それを証する書類
(該当番号1, 3, 5, 8の場合を除く)

(3) 受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年3月6日（金）まで（当日必着）

※受付時間は開庁の午前8時30分から午後5時15分です。

※期間内の申込の状況から、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下、「法」という。）第8条第5項及び第6項に規定する委員の任命要件を満たさないことが見込まれる場合には、受付期間を延長することがあります。

8 選定方法

町農業委員会の委員候補者評価委員会において、提出された書類をもとに、推薦を受ける者及び応募者の評価・選考を行います。その結果を参考に、町長が農業委員候補者を選任し、町議会の同意を得て、農業委員に任命します。なお、評価委員会による評価・選考は、法第8条第5項から第7項の規定を踏まえ、別紙「田原本町農業委員会の委員候補者評価・選考基準」に基づいて行います。

選考結果は、応募者・被推薦者全員に通知します。

9 情報の公開

申込書に記入された事項(住所を除く)、推薦を受けた者の数及び応募した者の数について、田原本町農業委員会の委員の候補者の推薦、募集等に関する要綱第7条の規定により、募集期間の中間および終了後に町ホームページで公表します。

10 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890番地の1

田原本町農業委員会事務局

田原本町産業建設部かせぐ地域課

電話 0744-34-2080

別表 認定農業者等の一覧

| 該当番号 | 詳細 |
|------|---|
| 1 | 認定農業者である個人 |
| 2 | 認定農業者である法人の業務執行役員または使用人 (法人の農業に関する責任及び権限を有する者) |
| 3 | 過去に認定農業者等であった者 |
| 4 | 認定農業者の行う農業に従事し、経営参画する親族 |
| 5 | 市町村から認定就農者の認定を受けた個人（認定新規就農者） |
| 6 | 市町村から認定就農者の認定を受けた法人の業務執行役員又は使用人 |
| 7 | 特定農業団体・農作業受託組織のうち、効率的な生産を図る上で適切な業務規模であり、省令で定める要件を満たす組織（法人を除く）の役員 |
| 8 | 人・農地プラン、地域計画に位置付けられ、地域農業の中心的な役割を担うことが見込まれる個人 |
| 9 | 人・農地プラン、地域計画に位置付けられ、地域農業の中心的な役割を担うことが見込まれる法人の業務執行役員又は使用人 |
| 10 | 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者（指導農業士など） |
| 11 | 農業経営基盤強化促進法第六条第一項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（基本構想水準到達者） |
| 12 | 上記11が法人である場合、当該法人の業務執行役員又は使用人 |